

配水施設施行の手引き

平成31年4月

千葉県企業局 工業用水部

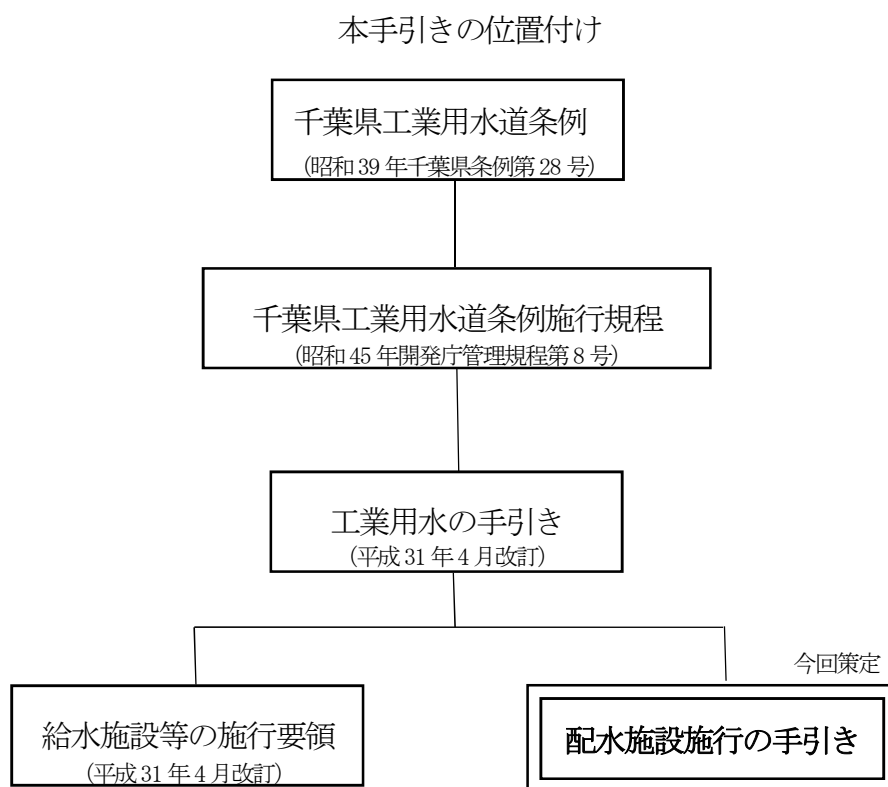
はじめに

千葉県工業用水道条例（昭和 39 年千葉県条例第 28 号）の施行に伴い、必要な事項は、管理規程として千葉県工業用水道条例施行規程（昭和 45 年開発庁管理規程第 8 号）を制定しています。

また、千葉県工業用水道条例及び施行規程の運用にあたり、基本的事項をまとめたものとして「工業用水の手引き」（平成 31 年 4 月改訂）を、さらに給水施設や流末施設の新設、増設、改造、取替え又は撤去の際に、施設基準や各種届出書類の記入要領・添付書類などを具体的に記述・整理して、施行規程の内容を一部補完した「手引き」として、「給水施設等の施工要領（平成 31 年 4 月改訂）」（以下「要領」という。）を策定しています。

しかしながら「要領」において、給水施設のうち、官民境界から工業用水本管までの「配水施設」についての具体的な記述がないことから、「配水施設」に係る具体的な記述をしたものとして、今回新たに要領と同列の位置づけとなる「配水施設施行の手引き」を策定したものです。

今後の配水施設施行にあたっては、本手引きに従い適切な対応をお願いします。



I 配水施設の施行について

1 用語の定義

配水施設とは、県で布設した工業用水配水本管、及び配水本管から企業への配水のために設けられた分岐管のうち、配水本管分岐部から官民境界までの管路及び制水弁等をいう。(別紙給水施設等の模式図参照)

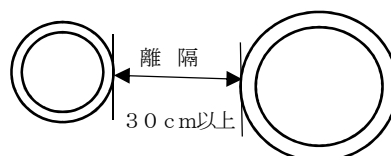
2 配水施設の設計について

(1) 一般的事項

工業用水道土木工事標準仕様書及び工業用水道管・弁類仕様書に準拠すること。

(2) その他補足事項

- ① 配水分岐管の管径は $\phi 75$ mm以上とし、管種は、ダクタイル鋳鉄管又は水道用塗覆装鋼管とし、耐震継手を有する管とすること。
- ② 配水本管から分岐する位置の選定にあたっては、維持管理の観点から、極力車道内を避けること。
- ③ 配水本管との分岐部に設置する割T字管と仕切弁について、割T字管は配水本管の管種に準じることとし、仕切弁は制水弁の材質に準じることとする。
- ④ 配水本管分岐部から官民境界までの間に制水弁を設置すること。なお設置位置は管理上の支障がない限り、官民境界の直近とすること。
- ⑤ 配水分岐管端部（官民境界部）については、給水廃止時に県側で止水するため、両側フランジで施工すること。
- ⑥ 制水弁は、水道用仕切弁及び蝶型弁で右閉を使用すること。
なお、制水弁の材質は、日本工業規格適合品のダクタイル鋳鉄製及び鋼鉄製とする。
- ⑦ 工事の施工方法は、配水本管の通水を止めることができないため、不断水工法を用いて行うこと。
- ⑧ 既設埋設管との離隔については、少なくとも30 cm以上を確保すること。なお離隔距離は各々の管の外側の距離を計測すること。



3 配水施設の工事施工について

(1) 施工者

配水施設分岐工事の施工者は受水企業とし、工事に伴う費用は、全額を受水者が負担すること。

(2) 設計協議

配水本管分岐工事の実施に際し、以下の事項を協議すること。

i) 施工場所

ii) 施工方法

iii) 施工予定年月日

iv) 設置理由

v) 受水予定年月日

vi) 受水予定量

(3) 契約締結

設計協議結果を踏まえ、配水本管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書を締結すること。

(4) 工事

上記契約締結後、工事に着手し、速やかに完成させること。

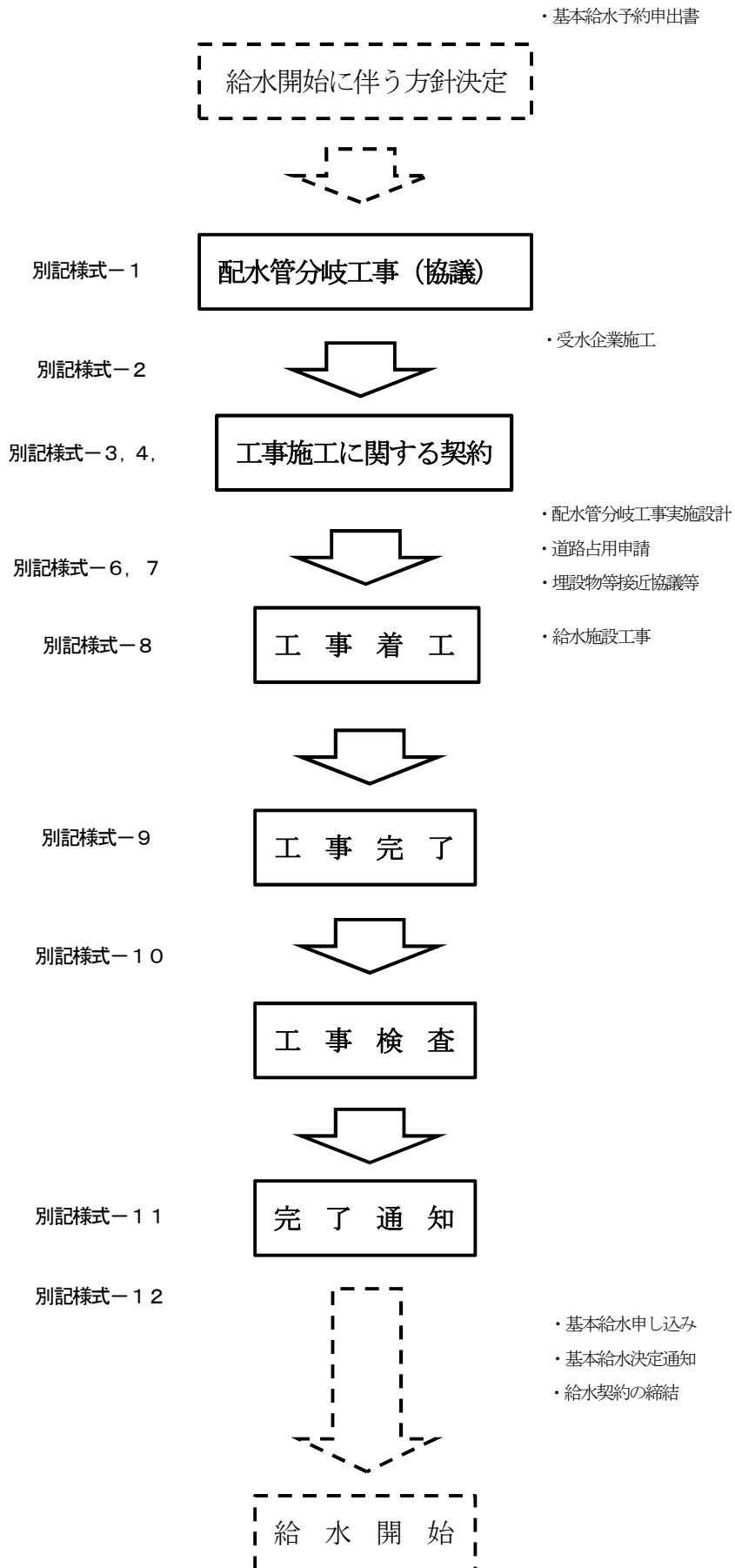
また受水者は、公道部や公共用地における施工については、必要に応じて事前に各々の管理者および所轄警察署の許可を受けること。

ただし、道路占用等の手続きについては、施設の譲受後に県が占有者となることから、所管の各工業用水道事務所が行うこととする。

(5) 引き渡し

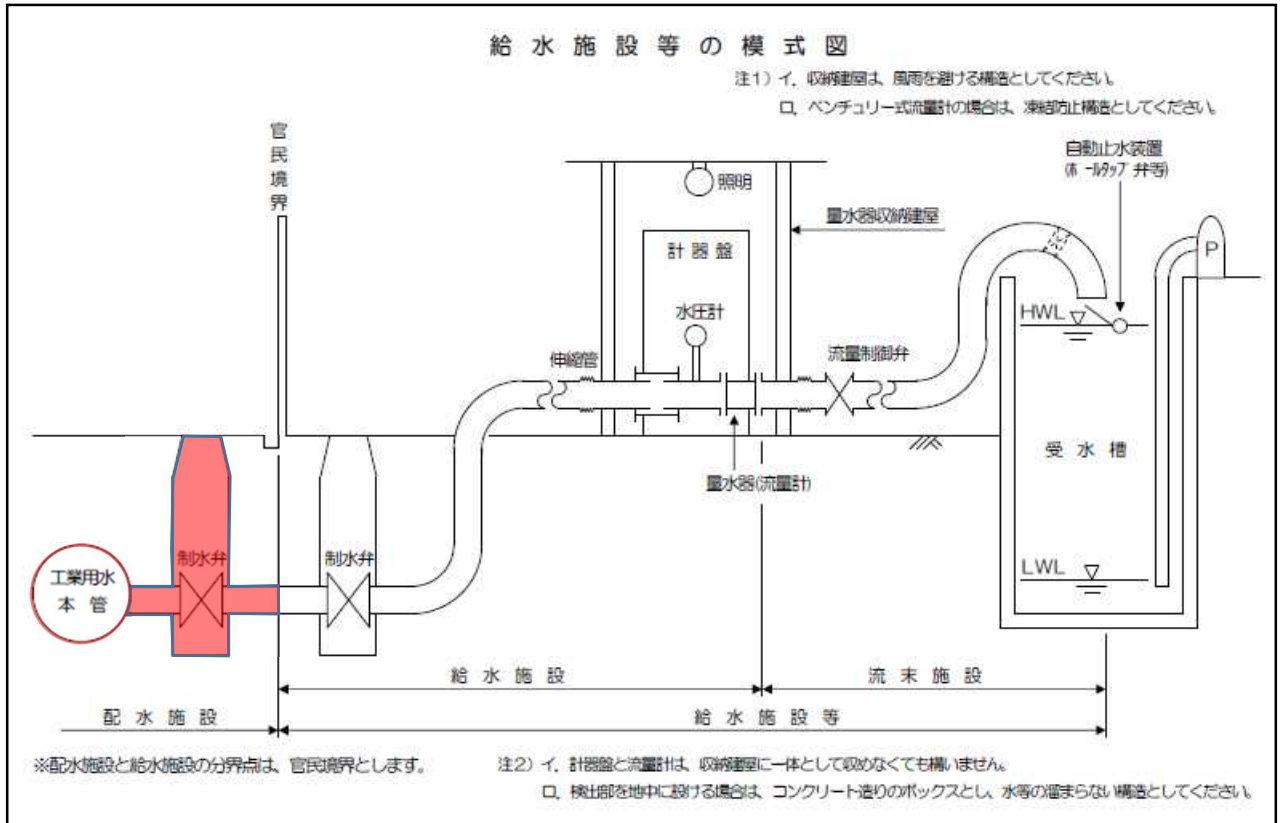
受水者は、工事完成時に所管の各工業用水道事務所による完成検査を受けるものとし、完成検査が終了した後、関係書類を添付した書面により県に引き渡すものとする。

配水管分岐工事施工に係る手続きの流れ



4 配水施設の財産の帰属について

- 1) 受水者が設置した配水施設の所有権は県に帰属するものとする。
- 2) 配水施設の帰属にあたり、資産管理台帳に登載する必要があることから、契約締結後、概算工事費を記載した工事内訳書を提出すること。



II 配水施設の施行に係る提出書類

1. 各種提出書類

- (1) 工業用水道配水管分岐工事について（協議） . . .（別記様式－1）
- (2) 使用材料及び施行計画書について（協議） . . .（別記様式－6）
- (3) 工事着工届 . . .（別記様式－8）
- (4) 工事完成通知書 . . .（別記様式－9）
- (5) 工事検査実施通知書 . . .（別記様式－10）
- (6) 配水施設（分岐管）引渡書 . . .（別記様式－12）

2. 協議書、添付図等の用紙の形状と提出部数

- (1) 協議書及び通知書等の用紙の大きさ . . . A4判
- (2) 添付書の大きさ原則としてA4版
- (3) 添付図面の大きさ原則としてA3判
- (4) 提出部数3部

3. 記入要領及び添付書類について

- (1) 工業用水道配水管分岐工事について（協議書）
 - ① 協議書別記様式－1 様式（別記記入例参照）
 - ② 添付書類施設規模（協議時点の水理条件における受水能力約〇〇m³/日）
及び将来使用水量計画書（将来計画等あれば）
 - ③ 添付図
 - イ 案内図
10,000分の1程度の図面に工事位置を赤色で明示すること。
 - ロ 平面図
500分の1程度の図面に配水施設を赤色で明示すること。
 - ハ 縦断図・標準断面図

ニ 図面表記について

次の事項を適宜記入すること。

管 種

管 径 呼び径を記入、単位はmm () に内径も記入

施工延長 水平長さで、単位はmm

管の延長 単位はmm

財産区分 官民境界を明示

そ の 他 必要な名称及び寸法

※高さはTP標示とすること。

(2) 使用材料および施工計画書について (協議書)

① 協議書 ・ ・ ・ ・ ・ 別記様式－6

② 使用材料 ・ ・ ・ ・ ・ 使用材料一覧表および各材料の仕様が分かる資料

③ 施工計画書 ・ ・ ・ ・ ・ 土木工事書類作成マニュアル (千葉県県土整備部技術管理課)
を参照すること。

イ 工事概要

ロ 計画工程表

ハ 現場組織表

ニ 主要資材

ホ 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)

へ 施工管理計画

ト 安全管理

チ 緊急時の体制及び対応

リ その他

(3) 工事着工届

① 届出書 ・ ・ ・ ・ ・ 別記様式－8

② 添付書類 ・ ・ ・ ・ ・ 工程表

※現場着工の○週間前までに提出すること。

(4) 工事完成通知書

① 通知書別記様式－ 9

② 添付書類工事写真、出来形・品質管理資料

※工事完成後速やかに提出すること。

(5) 配水施設（分岐管）引渡書

① 通知書別記様式－ 1 2

② 添付書類引渡物件概要書、出来形図（平面図、縦断図、標準断面図）

4. 各書類の提出先は、各工業用水道事務所とする。

各工業用水道事務所の管轄地区とその給水区域

事務所名	<地区名>給水区域
千葉工業用水道事務所 〒260-0843 千葉市中央区末広 3-4-16 電話 043-264-7321 FAX 043-261-4349	<千葉地区> 千葉市・市原市・袖ヶ浦市各市の一部 <五井市原地区> 市原市の一部 <五井姉崎地区> 佐倉市・市原市・袖ヶ浦市各市の一部 <房総臨海地区> 千葉市・木更津市・佐倉市・市原市・袖ヶ浦市各市の一部及び茂原市
葛南工業用水道事務所 〒272-0023 市川市南八幡 2-23-1 電話 047-378-4477 FAX 047-379-0904	<東葛・葛南地区> 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、千葉市美浜区（新港を除く）
君津工業用水道事務所 〒299-1147 君津市人見 5-7-31 電話 0439-87-8184 FAX 0439-87-4865	<木更津南部地区> 木更津市・君津市・富津市各市の一部

(別記様式－1)

年 月 日

千葉県企業局長
〇〇 〇〇 様

所在地
名称
代表者氏名

工業用水道配水管分岐工事について（協議）

工業用水道配水管分岐工事に関し、下記により協議いたします。

記

1. 施 工 場 所
2. 施 工 方 法 受水者施工
3. 施 工 予 定 年 月 日 年 月 日
4. 設 置 理 由 工業用水受水のため
5. 受 水 予 定 年 月 日 年 月 日
※受水予定量： 〇〇m³/日（新規）
6. 添 付 図 面 案内図、平面図、縦断図、標準断面図
(公道上の配管が分かる様な図面とすること)

(別記様式－２)

○ ○ ○ 第 号
年 月 日

千葉県企業局長 様

○○工業用水道事務所長

工業用水道配水管分岐工事について（副申）

このことについて、○○○○株式会社から別添のとおり協議がありましたが、本工事は○○○○地区配水管から○○○○株式会社敷地内への分岐工事であり、内容を確認したところ特に支障ないものと判断されますので副申します。

担当者

○○課 職氏名

(別記様式－3)

企 工 施 第 号
年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

千葉県企業局長 〇〇 〇〇

工業用水道配水管分岐工事について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありましたこのことについて、別添「〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書」の締結を条件に、貴社が施工することに同意します。

つきましては、別添契約書2通にそれぞれ押印のうえ、2通返送願います。その後、当局がそれぞれ押印し、1通返送いたします。

担当者
千葉県企業局 工業用水部
施設設備課 施設班 〇〇 〇〇
TEL 043-307-2407

〇〇〇〇地区工業用水道配水管(分岐管)
布設工事の実施に関する契約書

千葉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、工業用水道配水管布設工事（以下「工事」という。）の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

（工事の範囲及び内容）

第1条 工事箇所は、千葉県〇〇市〇〇〇地先とし、工事内容は、既設工業用水道管から分岐して、官民境界線まで引き込み配管工事を実施するものとする。

2 給水開始予定日 〇〇年〇〇月〇〇日、当初給水量〇〇m³/日。

3 設計給水量 〇〇m³/日

（施工主体及び期限）

第2条 工事は乙が施工し、この契約締結後、すみやかに完成させるものとする。

（費用の負担）

第3条 工事に伴い生じる費用は、全額乙が負担するものとする。

（施工方法）

第4条 工事の施工方法は、不断水工法を用いて行うものとする。

（施工協議及び安全管理）

第5条 乙は、工事の施工にあたり、事前に使用材料・施工計画書等を甲と協議し、承諾を得るものとする。

2 乙は、公道部や公共用地の施工については、事前に必要に応じて各々の管理者及び所轄警察署の許可を受けなければならない。

3 乙は、工事事故のないよう安全管理に十分注意を払わなければならない。

（報告義務）

第6条 乙は、工事に着手するとき及び工事が完成したときは、書面により甲にその旨を届けるものとする。

- ２ 甲は、前項の届け出を受けた後、工事施工状況の確認及び把握を行い、契約の適正な履行を確保するものとし、工事完成時には完成検査を行うものとする。

(財産の帰属)

第 7 条 乙は、前条第 2 項に規定する完成検査が終了した後、関係書類を添付し、書面により甲に引き渡すものとする。

- ２ 前項の引き渡しにより、工事によって完成した施設（以下「新規施設」という。）の所有権は甲に帰属するものとする。

(瑕疵担保)

第 8 条 新規施設に瑕疵があるときは、甲は前条に規定する引き渡しを受けた日から 2 年以内において、瑕疵の修補を乙に請求できるものとする。

(損害賠償責任)

第 9 条 乙は当該工事に起因して、甲または受水権利者等第三者に損害を与えた場合は、甲の指示に従うとともに、その賠償責任等の責を負うものとする。

(附 則)

第 1 0 条 この契約書に定めのない事項、またはこの工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 千葉市花見川区幕張町 5-417-24
千葉県
千葉県企業局長 ○○○○○

乙 ○〇県〇〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 ○○○○○

(別記様式－6)

年 月 日

千葉県企業局
〇〇工業用水道事務所
所長 〇〇 〇〇 様

所在地
名称
代表者氏名

使用材料および施工計画書について（協議）

このことについて、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書第5条第1項の規定により協議いたします。

(別記様式－7)

○ ○ ○ 第 号
年 月 日

○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 様

千葉県企業局
○○工業用水道事務所
所長 ○○ ○○

使用材料および施工計画書について

このことについて、○○地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書第5条第1項の規定により承諾します。

(別記様式－8)

年 月 日

〇〇工業用水道事務所
所長 〇〇 〇〇 様

所在地
名称
代表者氏名

工事着工届

下記のとおり着工しましたので、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書第6条の規定により通知します。

記

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事
2. 工事箇所
3. 工事期間 自 年 月 日
至 年 月 日

(別記様式－9)

年 月 日

〇〇工業用水道事務所
所長 〇〇 〇〇 様

所在地
名称
代表者氏名

工事完成通知書

下記工事は、 年 月 日をもって完成しましたので、これを確認する検査をお願いしたく、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書第6条の規定により通知します。

記

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事
2. 工事箇所
3. 工事期間 自 年 月 日
至 年 月 日

(別記様式－10)

〇〇〇第 号
年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇様

千葉県企業局
〇〇工業用水道事務所
所長 〇〇 〇〇

工事検査実施通知書

このことについて、下記のとおり完成検査を実施するので通知します。

記

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事
2. 工事箇所 地先
3. 検査年月日 年 月 日
4. 検査員

(別記様式－ 1 1)

〇 〇 〇 第 号
年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 様

千葉県企業局
〇〇工業用水道事務所
所長 〇〇 〇〇

工事検査結果通知書

年 月 日付けの工事完成通知書に基づき完成検査を行ったところ、
下記のとおり完成を認めます。

記

1. 工 事 名 称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事
2. 工 事 箇 所 地先
3. 検 査 年 月 日 年 月 日
4. 検 査 員

年 月 日

千葉県企業局長

〇〇 〇〇 様

所在地

名称

代表者氏名

配水施設（分岐管）引渡書

下記工事については、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書第6条の規定による工事の完成検査が完了したので、第7条の規定により、配水施設を引渡したく申し出ます。

記

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事
2. 工事箇所
3. 工事期間 自 年 月 日
至 年 月 日
4. 引渡物件 別紙参照

引渡物件の概要

1 譲渡資産の所在地

千葉県〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇

2 譲渡資産の名称及び数量

(1) 配管

名称

長さ

材質

口径

(2) 弁

名称

台数

形式

材質

口径

